

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

あなたの看板は 大丈夫ですか？

良好な景観の形成、風致の維持、そして、公衆に対する危害の防止を目的として吹田市屋外広告物条例で一定のルールを定めています。

以下のルールが守れているかチェック図を行ってみてください。

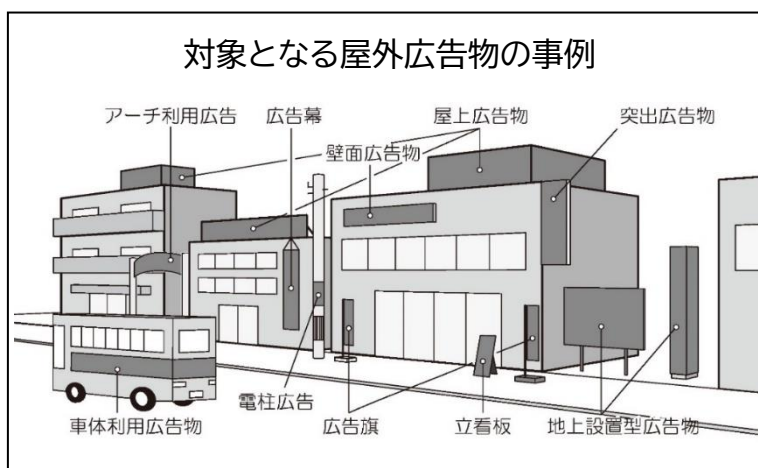
チェック1



屋外広告物の許可申請を行っていますか？

◆看板の設置は市への許可申請が必要です。

一部適用除外があります。
詳しくは市ホームページ掲載
「屋外広告物のしおり」参照。



チェック2



安全点検を行っていますか？

◆すべての屋外広告物に管理責任者を設置し、点検・補修その他必要な管理を行う必要があります。

事故が発生した場合、会社やお店の信用を一瞬で失い、賠償責任を問われる場合があります。



チェック3



設置業者は吹田市に屋外広告業の登録(届出)をしている業者ですか？

◆屋外広告物を新設・変更・改造する際には、吹田市の登録業者または特例届出業者(大阪府知事登録を受けて吹田市に届出書を提出)に依頼が必要です。

安全な看板で安心して通えるお店に！

看板の安全管理には、日常点検による早期発見、危険サインへの早期対応、保守管理のスケジュール化の3つが不可欠です。安全な看板は、会社やお店のイメージをアップし、信用・信頼を担います。

早期発見が事故を防ぎます

① 日常点検でセルフチェック！

屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされています。

表面はきれいな看板に見えても、内部では気づかぬうちに腐食が進み、落下や倒壊等の事故を生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。

日常的に、目視による「危険サイン」のセルフチェックを行いましょう。

〈日常点検 チェック表〉

No.	セルフチェック項目	危険サイン有
1	支柱の根元からサビが出ていませんか。	☐
2	看板が傾いていませんか。	☐
3	ブラケット部よりサビが出ていませんか。	☐
4	看板は壁から垂直についていますか。	☐
5	アクリル板にひびが入っていませんか。	☐
6	アクリル板が外れそうではありませんか。	☐
7	パネル(表示面)ががたついていませんか。	☐
8	照明の不点灯などはありませんか。	☐
9	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか。	☐
10	看板部材が欠落していませんか。	☐

※震度 5 強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう！

早期対応がリスクを抑えます

② 危険サインは専門業者に依頼

日常点検で「危険サイン」を見つけたら、点検プランやスケジュールづくりについて、信頼できる専門業者に相談しましょう。

スケジュール化で安全管理のしくみづくり

③ 許可更新時に総合点検

看板を安全に長持ちさせるためには、保守管理をスケジュール化しておく必要があります。

継続許可申請のタイミングで、しっかりと総合的な安全点検や補修を行い、問題点を解決しておきましょう。

※高さが 4m を超える広告物は有資格者による安全点検が義務付けられています。

吹田市 都市計画部 都市計画室（屋外広告物担当）

電話:06-6170-2337(直通)

FAX:06-6368-9901

メールアドレス: tokei-sign@city.suita.osaka.jp

屋外広告物に関することは、
吹田市ホームページでご覧いただけます。

吹田市屋外広告物

検索

